

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380044

研究課題名(和文)公務労使関係における勤労者の権利保障と民主的統制の要請の整序のための研究

研究課題名(英文) A Study for the adjustment of the assurance of the rights of public employees and the requirement of the democratic control in the public sector employment

研究代表者

渡邊 賢 (Watanabe, Masaru)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50201231

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：合衆国については、研究代表者の渡辺賢大阪市立大学教授と連携研究者である大島佳代子同志社大学教授がコロンビア大学等で行った研究者を対象とするインタビュー等の結果、公務員の給与と年金制度が財政状況の悪化の原因として認識されている現状のもとで、公務員の労使関係における交渉行き詰まりを解消するための制度として拘束力のある仲裁制度が逆風にさらされており、制度改正が行われ、あるいは企図されていることが判明した。フランスに関しては、連携研究者である晴山一穂専修大学教授がコンセイユ・デタ、エナ、及び地方分権公務員制度省で行った聞き取り調査から、フランスにおける最近の公務員制度改正の動向を知ることができた。

研究成果の概要(英文)：As for the United States, as a result of the interviews to some professors at Columbia University and American University, it is made clear that due to the recognition that high salary and pension of the public employees is the main cause of the deterioration of the States' finance, some States try to amend the system of the binding arbitration which they have adopted as a tool to resolve the impasse. On the other hand, as for the France, as a result of the interviews held at Conseil d'Etat, Ecole nationale d'administration, and Ministere de la Decentralisation, de la Reforme de l'Etat et de la Fonction publique, we could get some new information about the trends of the civil service system in France.

研究分野：憲法

キーワード：公務員 労使関係 公務員制度改革

1. 研究開始当初の背景

戦後直後における公務員法の制定以来、長い間、公務員の労働基本権については大幅に制約された状態にある。このような状況下で、公務員の団体交渉法制や労働協約法制について細部まで検討した研究は必ずしも多くなかった。民主党政権下では公務員の労使関係に団体交渉法制や労働協約法制を導入しようと試みられたこともあり、一時的には研究が盛り上がるかに見えたこともあったが、この試みがとん挫した後、また研究が退潮しつつある傾向にあり、この状態は現在でも続いている。

2. 研究の目的

上記のような状況を前提として、本研究は、労働基本権を基礎にして構築された労使関係法原理と、国民・住民の公務員に対する統制法理を中核とする公務員法原理とを調整するための法理と仕組みに焦点を当て、アメリカ合衆国、フランス、ドイツの公務労使関係法の制度理念や構成原理を再検討し、わが国の公務員の団体交渉法制・労働協約法制に関する理論上及び立法政策上の課題を検討することを目的としたものである。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するため、本研究ではアメリカ合衆国、フランス、ドイツに赴き、現時点における問題の所在と制度的な動向を調査することとした。また、この目的を達成するため、欧米諸国の公務員法に関する先行業績を残してきた者を集めただけでなく、研究代表者を筆頭に、労働法と公務員法の双方の分野で業績を残してきた者を研究メンバーとした。具体的には、研究代

表者である大阪市立大学大学院法学研究科教授の渡邊賢と連携研究者である同志社大学政策学部の大島佳代子教授がアメリカ合衆国の公務員労使関係を、専修大学大学院法務研究科の晴山一穂教授がフランスのそれを、大阪理市立大学大学院法学研究科の根本到教授がドイツのそれを、それぞれ担当し、現地調査をすることとした。また、特に大島教授は、教育法に関しても専門的に研究していることから、教育公務員の労使関係についても調査の対象とすることとした。

4. 研究成果

平成 25 年度においては、平成 25 年 8 月 11 日から同年 8 月 21 日までの間、研究代表者の大阪市立大学法学研究科教授の渡邊賢と連携研究者である大島佳代子同志社大学政策学部教授がアメリカ合衆国ニューヨークに所在するコロンビア大学に赴き、ニューヨーク市・ニューヨーク州を含めた合衆国全体における公務員制度を取り巻く現状と公務員制度の下で展開されている団体交渉制度の改革に関する動向の概略につき、資料収集等の調査を行った。その結果、現在財政状況の悪化の原因として公務員の給与と年金制度が挙げられており、労使交渉によってこれらが決定されることがその原因の根幹にあると一般的には認識されている(もっともそのような認識が誤っていることを実証的に論証する論考も多い)現時点において公務員の労使関係における交渉行きづまりを解消するための制度として拘束力のある仲裁制度を設けている州が現時点でなお 12 州あること、その中ではニュー・ジャージー州が近年比較的大きな制度改正を行ったことを知ることができた。

加えて、公務員の労使関係の設定が委任禁止原則との抵触という観点から問題とな

ることにつき、合衆国において必ずしも十分な理論的検討が行われていないことも判明した。公務員の労使関係制度と委任禁止原則との関係については、すでに合衆国の公務員労使関係制度を分析した菅野和夫教授による古典的な論文においても、その特殊アメリカ的な背景とともに、言及されていたところであるが、平成 25 年度の調査を通じて、改めて検討し直す必要性があるとの確信を得ることができた。

平成 26 年度においては、平成 27 年 3 月 23 日から同年 3 月 31 日までの間、研究代表者の大阪市立大学法学研究科の渡邊賢と、連携研究者である大島佳代子同志社大学政策学部教授がアメリカ合衆国ワシントン DC に所在するアメリカン大学に赴き、アメリカ合衆国連邦政府を含めた合衆国全体における公務員制度を取り巻く現状と、公務員制度の下で展開されている団体交渉制度の改革に関する動向の概略につき、アメリカン大学において資料収集を行うとともに、アメリカン大学の Jefferey Lubbers 教授と面談し、連邦政府における公務員の団体交渉の仕組みと、合衆国全体において発生している公務員の団体交渉制度に対する政治的なバックラッシュの状況の原因等についてインタビューを行った。その結果、連邦公務員の団体交渉制度は、例えばカリフォルニア州などと比較すると協約締結権の点で限界があるなど、合衆国においてこの面でいわば「進歩的」な州と比較すると組合の団交権保障の点で限定的であること、団交制度に対して現在発生している政治的なバックラッシュは民主党対共和党の対立という側面に由来するものであることが大きいこと、しかし公務員の年金額がかさんでいることの原因が公務員の団体交渉によるものであると考えられていることを教示いただいた。年金制度については、各州とも法律で定めているものなので、団体交渉

制度と無関係ではないかと質問したところ、法律的にはそのとおりだが、団交の中で政府が年金改革を約束するなどによって事実上団交における約束が年金制度のあり方を左右する面があることを Lubbers 教授は指摘された。

なお、渡邊が団体協約制度と委任禁止原則との関係について現在研究を進めているところであることを述べたところ、Lubbers 教授から、委任法理が各州で異なる点には注意を向けるようにアドバイスを受けた点は、研究代表者にとって有益であった。

最終年度である平成 27 年度においては、連携研究者である晴山一穂専修大学教授が平成 28 年 3 月 10 日から同月 20 日までパリに出張し、コンセイユ・デタ (Conseil d'État : 国務院)、エナ (École nationale d'administration : 国立行政学院)、地方分権及び公務員制度省 (Ministère de la Décentralisation, de la Réforme de l'État et de la Fonction publique) において聞き取り調査を行い、公務員制度の歴史と概要、最近の公務員制度改革の動向と特徴等を調査し、これらの点に関するフランスにおける最新の動向を知ることができた。

また同じく平成 27 年度においては、連携研究者の根本到大阪市立大学法学研究科教授の体調不良により当初予定したドイツの調査が不可能となったことに代わり、研究代表者である大阪市立大学法学研究科教授の渡邊賢と連携研究者の大島佳代子同志社大学教授がコロンビア大学で資料収集と調査を行い、コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジの Jay Heubert 教授と面談し、教育の場における教員による児童・生徒に対する権限行使のあり方などを含めて、教員の労働条件の労使関係のあり方に関する合衆国における動向とその理論的意義を知ることができた。

総じて本研究は、労働基本権を基礎にして構築された労使関係法原理と、国民・住民の公務員に対する統制法理を中核とする公務員法原理を調整するための法理と仕組みに焦点を当て、公務員の労使関係の特徴や、公務員の団体交渉制度・労働協約法制の近時における動向及びその背景等を比較法的に明らかにすることを目的としたものであるところ、研究期間全体を通じてみた場合には、平成 25 年度・平成 26 年度・平成 27 年度においては合衆国における調査を通して、合衆国における公務員の労使関係の特徴と近時の動向、特に強制仲裁制度をはじめとして公務員の労使関係で採用されてきた団交制度に対する政治的な強い逆風とその背景にあるもの、及び教員の場合に児童・生徒に対する教育に当たるといった特殊性に由来する教育公務員の労使関係に見られる特徴を明らかにすることができた。

また、平成 27 年度においてフランスを対象とする調査が行われたことによって、フランスにおける公務員制度の特徴・その労使関係の特徴を、最新の制度的動向も含めて、明らかにすることができたと同時に、エナ〔国立行政学院〕における調査を通して、エナの歴史や教育システムの概要と、エナ教育の最近の特徴を明らかにすることができたことは、大きな成果であった。

ただし、担当者の体調不良により、当初予定したドイツの公務員労使関係の調査を行うことができなかった点は、やむを得ない事情によるところとはいえ、極めて残念なことであった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 10 件)

晴山一穂「地方公務員法の理念・原則と課題」別冊法学セミナー新基本法コンメンタール地方公務員法(2016 年)3~12 頁 査読なし

渡辺賢「地方公務員法 55 条」別冊法学セミナー新基本法コンメンタール地方公務員法(2016 年)255~263 頁 査読なし

大島佳代子「地方分権時代の条例と人権保障のあり方」同志社大学大学院総合政策研究科編『総合政策科学の現在』(2016 年)250~261 頁 査読なし

渡辺賢「公務員の給与決定と立法国賠」岡田信弘他編『憲法の基底と憲法論』(2015 年)901~921 頁 査読なし

渡辺賢「市の常勤的非常勤職員による退職手当の支給請求の成否」新・判例 Watch18 号(2014 年)283~286 頁 査読なし

渡辺賢「カリフォルニア州における公務労使関係の団体交渉手続(1)」法学雑誌 61 巻 1・2 号(2014 年)58~71 頁 査読なし

渡辺賢「職員の派遣・交流」ジュリスト増刊新・法律学の争点シリーズ 8 行政法の争点(2014 年)192~193 頁 査読なし

渡辺賢「公務員の給与減額と憲法 28 条の労働基本権保障」労働法律旬報 1813 号(2014 年)37~57 頁 査読なし

渡辺賢「酒気帯び運転と懲戒免職処分・退職手当不支給処分の適法性」新・判例 Watch2014 年 1 月号(2014 年)1~4 頁 査読なし

渡辺賢「国家公務員法による政治的行為に対する罰則の適用が合憲とされた事例」新・判例 Watch13 号(2013 年)233~236 頁 査読なし

〔学会発表〕(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡辺賢 (Watanabe Masaru)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50201231

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

・ 晴山一穂 (Hareyama Kazuho)

専修大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：50106952

・ 大島佳代子 (Oshima Kayoko)

同志社大学・政策学部・教授

研究者番号：00223800

・ 根本到 (Nemoto Itaru)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60304135